年 発 0329 第 4 号 令和 6 年 3 月 29 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長 (公印省略)

「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」の一部改正について

「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について(平成22年年発1101第1号)」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の指導について遺漏のないよう取り扱われたい。

記

「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について(平成22年年発1101第1号)」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

新

確定給付企業年金法に基づく監査の実施について

確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号)第101条及び第102条に基づく報告の徴収及び監督の方針を別添のとおり定めたので通知する。

また、同法第90条に基づく報告の徴収及び監督についても、一般監査 に基づく部分を除き、以下の方針によるものとする。

(別添)

確定給付企業年金監査実施要綱

2 監査の意義等

監査に携わる職員(以下、「監査職員」という。)は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が企業年金の事務全般にわたる監査であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 監査職員は、事実の認定、事務処理の判断、意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を持ってしなければならないこと。また、監査において是正・改善を求める場合は、法的根拠及び理由を明確に示したうえで行うこと。

なお、監査において監査職員がその場で判断することが困難な事 案については、その場で曖昧な指導等を行うことなく、監査後に組 織的な判断を行ったうえで対処すること。

(2) • (3) (略)

3 監査の類型及び実施方式 監査は、一般監査及び特別監査とする。 口

確定給付企業年金法に基づく監査の実施について

確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号)第101条及び第102条に基づく報告の徴収及び監督の方針を別添のとおり定めたので通知する。

(別添)

確定給付企業年金監查実施要綱

2 監査の意義等

監査に携わる職員(以下、「監査職員」という。)は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が企業年金の事務全般にわたる監査であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 監査職員は、事実の認定、事務処理の判断、意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を持ってしなければならないこと。また、監査において是正・改善を求める場合は、法的根拠及び理由を明確に示したうえで行うこと。

なお、監査<u>の現場</u>において監査職員がその場で判断することが困難な事案については、その場で曖昧な指導等を行うことなく<u>現場か</u>ら持ち帰り、組織的な判断を行ったうえで対処すること。

(2) • (3) (略

3 監査の類型及び実施方式 監査は、一般監査及び特別監査とする。

(1) 一般監査

一般監査は、監査実施計画に基づき定期的に書面監査及び実地監査により行うものとする。

- ① (略)
- ② 実地監査

監査対象となる企業年金の実施事業所又は基金事務所に赴き<u>又</u>はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により、必要な限度において企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取を行うことにより、法令等に基づき事業運営が適正に実施されているか監査を行う。

なお、実地監査終了後には企業年金の事業主又は基金の理事長等に対し、監査についての協力に対する御礼を含め、監査についての講評を行うとともに、監査結果については、後日、文書で通知すること。

(2) 特別監査

特別監査は、必要に応じて行うものとする。

監査対象となる企業年金の実施事業所等に赴き<u>又はオンライン会</u> <u>議システム等のデジタル技術を活用した方式により</u>、必要な限度に おいて企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧及び関係者から の聴取等により、事実関係を把握し、監査結果については、後日、文 書で通知すること。

(3) デジタル技術を活用した方式による証票の取扱い

一般監査における実地監査及び特別監査において、デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合、関係者から質問及び検査を行う職員の身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を提示するときは、オンライン会議システムの画面越しに提示する等デジタル技術を活用した方式により提示することが可能であること。

(1) 一般監査

一般監査は、監査実施計画に基づき定期的に書面監査及び実地監査により行うものとする。

- ① (略)
- ② 実地監査

監査対象となる企業年金の実施事業所又は基金事務所に赴き、 必要な限度において企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧 し、関係者からの聴取を行うことにより、法令等に基づき事業運 営が適正に実施されているか監査を行う。

なお、実地監査終了後には企業年金の事業主又は基金の理事長等に対し、監査についての協力に対する御礼を含め、監査についての講評を行うとともに、監査結果については、後日、文書で通知すること。

(2) 特別監査

特別監査は、必要に応じて行うものとする。

監査対象となる企業年金の実施事業所等に赴き、必要な限度において企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧及び関係者からの聴取等により、事実関係を把握し、監査結果については、後日、文書で通知すること。

(新設)

4 実施対象

- (1) 一般監査
 - ① (略)
 - ② 実地監査

実地監査は、前記 3(1)①の書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、地方厚生(支)局に提出された様式第 1 号又は様式第 2 号の記載内容等を踏まえ、企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取を行うこと等により、更に事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等を対象とする。

(2) (略)

5 監査の実施手順

(1) 監査実施計画の策定及び計画的な監査の実施

一般監査の監査実施計画は、毎年度、半期毎に策定することとし、 上半期については3月に4月から9月までの計画を、下半期につい ては9月に10月から翌年3月までの計画を策定し、計画的に監査を 行うこと。

監査実施計画の策定に当たっては、次の事項に留意すること。 ①~③ (略)

- ④ 策定した監査実施計画については、上半期分については4月15日までに、下半期分については10月15日までに様式第4号「監査実施計画報告書」により年金局企業年金・個人年金課に提出すること。
- (2) (略)

7 監査結果の報告等

地方厚生(支)局が実施した監査結果については、上半期分については10月末までに、下半期分については4月末までに様式第5号「監査実施結果報告書」により年金局企業年金・個人年金課あて提出すること。

4 実施対象

- (1) 一般監査
 - ① (略)
 - ② 実地監査

実地監査は、前記3(1)①の書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、地方厚生(支)局に提出された様式第1号又は様式第2号の記載内容等を踏まえ、事業所又は基金事務所に立ち入り、企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取を行うこと等により、更に事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等を対象とする。

(2) (略)

5 監査の実施手順

(1) 監査実施計画の策定及び計画的な監査の実施

一般監査の監査実施計画は、毎年度、半期毎に策定することとし、 上半期については3月に4月から9月までの計画を、下半期につい ては9月に10月から翌年3月までの計画を策定し、計画的に監査を 行うこと。

監査実施計画の策定に当たっては、次の事項に留意すること。 ①~③ (略)

- ④ 策定した監査実施計画については、上半期分については4月15日までに、下半期分については10月15日までに様式第4号「監査実施計画報告書」により企業年金国民年金基金課に提出すること。
- (2) (略)

7 監査結果の報告等

地方厚生(支)局が実施した監査結果については、上半期分については10月末までに、下半期分については4月末までに様式第5号「監査実施結果報告書」により年金局企業年金国民年金基金課あて提出すること。

なお、実地監査及び特別監査の結果、確定給付企業年金法等の法令 違反の疑い又は重大な事務処理誤り等が判明した場合には、速やかに その旨を年金局企業年金・個人年金課へ報告すること。

報告は電子メールにより行うこととし、報告用の電子ファイル及び 提出先となる当課担当者については、別途電子メールにて送付する。 なお、実地監査及び特別監査の結果、確定給付企業年金法等の法令 違反の疑い又は重大な事務処理誤り等が判明した場合には、速やかに その旨を年金局企業年金国民年金基金課へ報告すること。

報告は電子メールにより行うこととし、報告用の電子ファイル及び 提出先となる当課担当者については、別途電子メールにて送付する。